北茨城市社協ケアプランナー「のぞみ」運営規程 (介護保険法指定居宅介護支援事業所)

平成11年 9月 3日 北茨社協規程第 1 号

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人北茨城市社会福祉協議会が開設する北茨城市社協ケアプランナー「のぞみ」(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法に基づいた適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。 (運営の方針)
- 第2条 事業所は、被保険者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、 その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、 支援を行うものとする。
- 2 事業所は、被保険者が要介護認定等にかかる申請を行う場合、その者の意思を尊 重して必要な協力及び支援を行うものとする。
- 3 事業所は、要介護者の選択により、その者の心身状況やおかれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービス事業者と連携しつつ、総合的かつ効果的に介護計画を提供するように努めるものとする。
- 4 事業所は、要介護認定調査の委託を受けた場合は、公平かつ中立の立場で適正な 調査を行なうものとする。
- 5 事業所は、要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立ち、 要介護者に提供されるサービスの種類が特定の業者に不当に偏ることの内容に努め るものとする。
- 6 事業所は、事業の運営に当たっては、北茨城市、地域包括居支援センター、他の 指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 北茨城市社協ケアプランナー「のぞみ」
 - (2) 北茨城市磯原町本町2丁目4番地16

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名 (常勤の兼務者)・事業所を代表し、業務を統括する。
 - (2) 介護支援専門員 1名以上(1名は常勤の兼務者、他は常勤の専任者)
 - (3) 事務員 1名 (常勤の兼務者)・主に会計事務に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日、日曜日、国 民の祝祭日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。
 - (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、営業 時間外でも電話等により連絡可能な体制を取る。

(居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第6条 事業の提供方法は次のとおりとする。
 - (1) 事業所内に相談室を設け、利用者からの相談に当たる。
 - (2) 相談受付簿、相談記録簿等を備え保存する。
 - (3) 利用者の状況把握を行うにあたり使用するアセスメント、介護サービス計画書の様式は、「日本社会福祉士会方式」「日本訪問介護振興財団方式」「三団体ケアプラン策定方式」「MDS-HC方式」「日本介護福祉士会方式」「居宅サービス計画ガイドライン」とする。
 - (4) サービス提供者との連携・調整を図るための会議は事業所内の会議室において開催する。
 - (5) 事業所は、指定居宅サービス事業所によるサービス提供が開始された後、 介護支援専門員を月1回以上必要の都度訪問させて、サービスの実施状況、 効果等の把握に努める。
- 2 要介護認定者等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1ヶ月 前からできるように必要な支援を行う。
- 3 事業所は、要介護認定者の在宅福祉サービス計画の作成を要介護認定者と家族の 意思を尊重して、医療保健サービス、福祉サービス等の多様なサービスをサービス 事業者と連携し、総合的かつ効果的な介護計画を作成し、要介護認定者の承認を得 てサービス提供の手続きを行う。
- 4 事業所は、事業に対する苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし、 事業所にその手順等を掲示する。
- 5 介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や、要介護更新認定、 要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会 議を開催する。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむ得な い理由がある場合については、担当者に照会等によることもできる。
- 6 サービス担当者会議は、各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専 門員等と当該情報を共有することを目的とする。
- 7 介護支援専門員は、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録しなければならない。
- 8 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも6月に1度サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- 9 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- 10 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合に は、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図 る。
- 11 事業所は、指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮する。 (事業の実施地域)
- 第7条 事業の実施地域は、北茨城市全域とする。

(使用料、その他の費用の額)

- 第8条 申請支援については、利用者からの費用負担を受けないものとする。
- 2 居宅介護サービス計画作成費については、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該費用が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの費用負担は受

けないものとする。

3 前条の地域以外からの利用申込みがあったときには、あらかじめ、利用者の同意 を得てから交通費の実費を受けることができる。なお、自動車を利用した場合の交 通費は、1キロメートル当たり20円とし、支払いを受けたときは必ず領収書を交付 するものとする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第9条 事業所は、毎月北茨城市に対し、居宅サービス計画に関する実施状況を書類により報告するものとする。

(秘密保持)

第10条 事業所の職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮し、業務上知り得た秘密は漏らしてはならない。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員の雇用契約の条件とする。

(職員研修)

- 第11条 事業所は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修期間を設ける。
 - (1) 採用時研修は、採用後1ヶ月以内に3日間
 - (2) 継続研修は、年間2日間

(感染症対策に関する事項)

- 第12条 事業所において感染症の発生及び蔓延を防止するために、次の措置を講じる ものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を 定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する
 - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及 び訓練を定期的に実施する

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その 結果について従業者に周知する
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する
 - (3) 虐待を防止するため、定期的(年1回以上)に研修を実施する
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者(管理者)を設置する(業務継続計画に関する事項)
- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修 及び訓練を実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の 変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 事業所の会計は、他の会計と区分し、毎年4月1日から翌年3月31日を会計 期間とする。
- 2 本事業に関する書類は、完結した日から5年間保存しなければならない。
- 3 この規程に定めるものの他、運営に関する重要な事項については、事業所の管理

者が北茨城市社会福祉協議会と協議して定めるものとする。

附則

- この規程は、平成11年10月1日から施行する。 附 則 (平成12年7月17日、規程第9号)
- この規程は、平成12年7月22日から施行する。 附 則 (平成13年2月19日、規程第12号)
- この規程は、平成13年3月1日から施行する。 附 則 (平成18年3月22日、規程第8号)
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。 附 則 (平成18年9月5日、規程第1号)
- この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。 附 則(平成24年3月26日、規程第6号)
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則 (平成27年5月21日、規程第3号)
- この規程は、平成27年6月1日から施行する。 附 則 (令和3年3月18日、規程第3号)
- この規程は、令和3年3月18日から施行する。 附 則(令和6年3月13日、規程第4号)
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。